

5 議案第76号関係

(1)おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

(第1条関係)

改正案	現行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の160</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(2)おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

(第2条関係)

改正案	現行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>